
令和元年 第3回(定例)うきは市議会会議録(第3日)

令和元年9月10日(火曜日)

議事日程(第3号)

令和元年9月10日 午前9時00分開議

日程第1 議案質疑(議案第67号、議案第68号、議案第71号、議案第72号、議案第75号、議案第57号)

日程第2 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑(議案第67号、議案第68号、議案第71号、議案第72号、議案第75号、議案第57号)

日程第2 議案の委員会付託

出席議員(14名)

1番 佐藤 茂和君	2番 組坂 公明君
3番 佐藤 裕宣君	4番 野鶴 修君
5番 竹永 茂美君	6番 岩淵 和明君
7番 鍮水 英一君	8番 熊懷 和明君
9番 中野 義信君	10番 佐藤 湛陽君
11番 上野 恭子君	12番 伊藤 善康君
13番 江藤 芳光君	14番 櫛川 正男君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局 長 石井 良忠君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 伊藤 諒平君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	今村 一朗君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	楠原 康成君
総務課長	田竈 正規君	監査委員事務局長	松尾 正和君
会計管理者	田尻栄三郎君		
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長			石井 孝幸君
企画財政課長	中野昭一郎君	税務課長	山崎 秀幸君
徴収対策室長	白石 孝博君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長			松岡 美紀君
保健課長	原 廣正君	福祉事務所長	末次ヒトミ君
住環境建設課長	江島 高治君	水資源対策室長	吉松 浩君
うきはブランド推進課長			樋口 秀吉君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			石井 太君
浮羽市民課長	園田 隆彦君	学校教育課長	瀧内 教道君
生涯学習課長	井上 理恵君	自動車学校長	高木 慎君
総務法制係長	宮崎 哲工君	財政係長	江藤 良隆君
人事秘書係長	河原 祐介君		

午前9時00分開議

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで末次福祉事務所長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。末次福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） おはようございます。福祉事務所の末次でございます。

きのうの岩淵議員の一般質問の後日回答とお答えしました2点についてでございます。

1点目、平成30年度と平成31年度の保育所入所申し込みのしおりの違いについてでございます。

平成30年度は、保育所に入所できる基準の育児休業の証明をするための添付書類として、育児休業に関する証明願、育児休業期間を証明する書類などとしておりましたが、平成31年度は新たに育児休業給付金支給決定通知書を追加しております。育児休業証明書は、育児・介護休業

法の休業を対象としております。しかし、実情として法の休業の対象外の証明書を提出され、入所を継続されていたケースがあったため変更したものでございます。

2点目の保育を必要とする事由の育児休業が認定されず、退所となった方の把握についてでございます。

育児休業に関する証明願を提出された後、4から5カ月経過した時点で育児休業給付金支給決定通知書の未提出の方に連絡を行い、個別対応で把握している現状でございます。

以上です。

日程第1. 議案質疑

○議長（榎川 正男君） 日程第1、議案質疑を行います。

初めに議案第67号うきは市道路線の認定についてを議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 議案書の6ページをお願いいたします。

議案第67号うきは市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、次のうきは市道路線の認定について議会の議決を求める。令和元年9月6日提出。うきは市長高木典雄。

認定、その他路線、路線番号2001、路線名、西ノ前・橋ノ元第2線、起点、吉井町清瀬字西ノ前307番2、それから終点、吉井町清瀬字橋ノ元299番5。もう1路線でございます。級別種別、その他、路線番号2002、路線名、上宿町線、起点、吉井町福益字上宿町455番6、終点、吉井町福益字上宿町455番11。お手元に資料を配付しておるところでございます。6ページつづりの資料でございます。

資料1ページにつきましては、路線網図によります路線認定の位置をあらわしておるところでございます。

それから、1ページはぐりまして、資料2のほうでございます。

路線番号2001号は、吉井町の清瀬大村区の道路新設改良で路線認定を行うものでございます。道路延長131メートル、幅員は5メートルでございます。

それから、資料1ページはぐっていただきまして、3ページでございます。

路線番号2002号、上宿町線、こちらにつきましてはJR吉井駅の南側でございます。北福益地区の宅地開発による寄附によります市道の認定によるものでございます。延長につきましては98メートル、幅員5メートルでございます。

路線認定につきましては、2路線でございます。説明は以上になります。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第68号うきは市道路線の変更についてを議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 議案書7ページでございます。

議案第68号うきは市道路線の変更について。

道路法第10条第3項の規定により、次のうきは市道路線の変更について議会の議決を求める。
令和元年9月6日提出。うきは市長高木典雄。

区域の変更、級別、その他、路線番号1996、路線名、寿見の恵・啜ノ下線、起点、浮羽町山北字寿見の恵285番2、終点、浮羽町山北字寿見の恵286番2でございます。変更後といたしまして、終点の地番が変わるものでございます。終点側、浮羽町山北字啜の下1984番1。

続きまして、その他路線、路線番号407、路線名、下原中線、起点、浮羽町山北字下原1588番1、終点、浮羽町山北字下原1569番6。今回の変更につきまして、終点側の番地が変わるものでございます。浮羽町山北字下原1577番1でございます。

お手元の資料のほうでございます。資料の4ページでございます。道路網図に2路線の位置を記載しておるところでございます。

1枚はぐっていただきまして、5ページのほうでございます。

1996号は、浮羽町山北中園地区で赤尾川の管理道路として整備を行っております市道の認定でございます。29年度に引き続き、30年度整備をしました136.5メートルの区域を変更するものでございます。総延長208メートル、幅員は5メートルでございます。

それから続いて、資料の6ページでございます。

路線番号407、浮羽町山北、こちらは国本地区になります。新設の道路改良の路線でございます。この路線につきましても29年度に引き続き、30年度に整備を行ったところでございます。107.5メートルの区域の変更を行うものでございます。総延長223メートル、幅員5メートルでございます。

以上、2路線の区域の変更でございます。説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第71号うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につい

てを議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田箆 正規君） おはようございます。総務課の田箆でございます。よろしくお願いいたします。

まず、議案説明に入ります前に、大変申しわけございませんが、議案書の訂正をさせていただきたいと思っております。お手元にA4用紙、両面刷りの1枚ものを配付させていただいております。

まず表のほうからでございます。議案書の23ページの訂正となります。23ページをお願いいたします。2段目になります。報酬の額の額の次に括弧書きが漏れておりましたので、括弧の挿入をお願いいたします。

続きまして、もう1点でございます。次は新旧対照表になります。4ページでございます。

左側ですね、下から2段目、同じく報酬の額の後ろに括弧書きを挿入いただきたいと思います。

2点の訂正について、御迷惑おかけしますが、よろしくお願いいたします。申しわけございませんでした。

それでは議案の説明をさせていただきます。議案書11ページをお願いいたします。

議案第71号うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和元年9月6日。うきは市長高木典雄。

次のページ、12ページをお願いいたします。

うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

まず、制定の趣旨でございますが、地方公務員であります臨時・非常勤職員につきましては、多様化する行政需要に対応するため、各地方公共団体で増加しており、また教育、子育てなどのさまざまな分野で活用されていることから、地方行政の重要な担い手となっている状況でございます。このような中、臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保することが求められており、地方公務員法及び地方自治法の改正が行われております。

地方公務員法の改正におきましては、法律上、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であることから、一般職の非常勤職員として会計年度任用職員に関する規定が設けられ、その採用方法や任期等が明確化されました。地方自治法の改正におきましては、会計年度任用職員について期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定が整備されております。この会計年度任用職員制度につきましては、地方公務員法上、一会計年度を超えない範囲内に置かれる非常勤の職を占める職員が会計年度任用職員と定義され、パートタイム及びフルタイムの2つの累計が設けられました。パートタイムの会計年度任用職員につきましては、報酬、費用弁償及び期末手当の支給対象とし、フルタイムの会計年度任用職員につきましては、給料、旅費及び手当の

支給が対象となります。本市においても会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

それでは、条例の内容について説明をいたします。

本条例は全34条をもって構成されております。

まず、第1条でございますが、第1条では趣旨、第2条はフルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員についての定義、第3条は会計年度任用職員の給与についてでございます。

第4条から18条まではフルタイム会計年度任用職員に関する規定となります。

第4条はフルタイム会計年度任用職員の給与、第5条はフルタイム会計年度任用職員の職務の級、第6条はフルタイム会計年度任用職員の号級、第7条は給料の支給、第8条は通勤手当、第9条は特殊勤務手当、第10条は時間外勤務手当、第11条は宿日直手当、第12条は夜間勤務手当、第13条は休日勤務手当、第14条は退職手当、第15条は給与の端数処理、第16条はフルタイム会計年度任用職員の期末手当、第17条は勤務1時間当たりの給与額の算出、第18条は給与の減額となっております。

第19条から第31条まではパートタイム会計年度任用職員に関する規定となります。

第19条でございますが、パートタイム会計年度任用職員の報酬、第20条は特殊勤務に係る報酬、第21条は時間外勤務に係る報酬、第22条は宿日直勤務に係る報酬、第23条は夜間勤務に係る報酬、第24条は休日勤務に係る報酬、第25条は報酬の端数処理、第26条はパートタイム会計年度任用職員に対する期末手当、第27条は報酬の支給、第28条は勤務1時間当たりの報酬額、第29条は報酬の減額、第30条はパートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償、第31条はパートタイム会計年度任用職員に対する公務のための旅行に係る費用弁償となっております。第32条は会計年度任用職員の給与からの控除、第33条でございますが、市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与、最後に第34条が委任についてのそれぞれを規定するものでございます。

なお、施行期日は令和2年4月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 今、御説明あったように、改めて行政の課題に対応するため、こういった形にされるということは、それはそれとして前進だというふうに私も思っております。一つ一つについてお尋ねするというよりも、委員会付託案件でもあるので、概括的に少しお尋ねしたいというふうに思っております。

全体として書いてる中身、今、御説明あったけれども、なかなか十分に理解できない。先般、全員協議会のときに一部、全体の表みたいなのをいただいております。それで現状、今、非常勤という方、全体ではたしか予算書にはその他で1,500人ぐらいいたかな。たしかいたと思うんですね。そういう意味で言うと、その一つ一つがどうなるかというところがよくわからないということですね。要は今現在のところが、今回の法改正によって人がどういうふうに分散、それぞれの任用制度の中のどこに落とされていくのかということが少し見えていないので、わかれば——この場でということではなくて、後で資料で説明いただけたらありがたいというふうに思います。それが1点目であります。

それから、特に会計年度任用職員についてお尋ねしたいというふうに思っております。これ自体は移行するに当たって、職員の線引きをどうするのかという基準があるかと思うんです。最後に第34条で、この必要な事項を規則で定めるということを書いておられます。そういう意味では、規則ができ上がってみないと私どもとしてはわからないということになるわけですが、その辺の線引きがどういうふうになるのか。会計年度任用職員というのが、たしか先日の資料で見ると、いろいろな職種にまたがっているというふうに理解しております。そういう意味では、例えばこの表で見ると、保育所の保育士だとか、地域おこし協力隊だとか、いろんな方々が最終的には3号認定されるのか、あるいは会計年度の任用職員となるのか、そういうのがちょっとわからないので、この辺についても基準があったらお示しいただけたらありがたいというふうに思っております。

それから3点目が、予算の問題というふうに思ってます。賃金が具体的に年収で言うのか、月で言うのか、その辺はあるかと思えますけども、増減が実際にどうなるのかというのを少しお聞かせいただきたい。それとあわせて、今回の改定に基づいて、地方交付税の措置も含めて、財源としてどういったことが実施されるのかどうか。その辺のところも全て自治体任せになるのか、あるいは地方交付税措置としてきちんと一定程度、配布されるものなのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 4点、御質問いただいております。

まず、今回の臨時職員、嘱託職員等の整理についての分でございます。後ほど、資料については提出させていただきたいと思っております。

2点目でございます。職員の任用の基準ということでございますが、それにつきましては現状の臨時職員、嘱託職員は全部新しい会計年度任用職員のほうに移行されることとなります。あわせて、今まで報酬で支払っておりました社会教育指導員につきましては、今、2名おりますが、そ

ちらが会計年度任用職員のほうに移行するようなこととなっております、ほぼ嘱託職員、臨時職員が会計年度任用職員のほうに移行されることとなります。あわせて、全協のほうでも少しお話をさせていただきましたが、報酬で支払っております福祉相談員とか住宅管理人につきましては、今後、委託等の支払いで整理をするところで、これも12月の議会のほうで改めて条例の改正等を行わせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、経費の変動についてでございます。まず、平成31年度の臨時職員、嘱託職員の予算の総額でございますが、約3億8,800万円強の金額を予算措置させていただいております。今後、会計年度任用職員におきましては、給与の格付等も行うこととしておりまして、基本的には更新が2回できて3年間の任用で予定をしておるところでございます。その間、2年目、3年目におきましては、昇級を行うこととしております。その昇級3年目と比較をいたしまして、平成31年度の予算比較でございますけど、こちらも3億8,835万7,000円となりまして、31年度の当初予算の99.98%、ほぼ同額で移行したいというふうに考えているところでございます。

それと4点目でございます。国によります何らかの財源支援というのがあるかということでございますけど、国のほうは何らかの財源支援はするというのであっておりますけど、まだ現在のところ、明らかになっていない状況でございます。近々明らかにするということで情報が入っているところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） ありがとうございます。

そこでもう1点追加してお尋ねしますけども、会計年度任用職員のところで、一定程度、相当の期間、任用が継続するのであれば、職員への登用、あるいは別な形での登用ということがそこでも課題としてあるんだろうというふうに思うんですけども、その際の判断基準について、現時点でどのようにお考えなのか。先ほど、昇級3年を想定していて、2年目、3年目で検討していくということを今、お答えいただいたと思いますけども、その際の判断基準があれば、その辺のところもお聞かせいただければありがたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 田箆総務課長。

○総務課長（田箆 正規君） 会計年度任用職員、3年までは継続できるようになっておりまして、その後に正職員への任用とか、そういう部分の可能性についてでございますけど、地方公務員の一般職につきましては、無期転換ルールという部分があるみたいなんですけど、そういうことについて適用除外となっております、正規職員のほうにかわるということとはできないような状況になっております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） ちょっとその辺のところ非常に心配なところでは。基本的には任期の定めのない常勤職員または任期付きの職員の活用というのを具体的に検討していくように少し考えていただければ、その基準のあり方についてですね。連続して、会計年度任用職員だけではなくて、常勤制度についてやっぱりきちんと認めていくべきではないかなというのは、今回の改正の本来の趣旨ではないかなというふうに思うので、その辺は少し検討いただければありがたい。改めてお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 田箆総務課長。

○総務課長（田箆 正規君） 今のルールでは、なかなか厳しいような状況もございます。今、毎年、職員採用試験を行っております、ある一定、今現状29歳とか、そういう上限の年齢設定をしておりますけど、そういう部分の年齢設定を上げたりして一般職員の採用の登用ということで門戸を広げるようなこともできるかというふうに考えておりますので、そういうところは検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 11番、上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） ちょっとわかりませんので教えてください。

学校に講師の先生がいらっしゃいますね。学校は出ているけれども県の試験が通っていない方が講師として勤めてあるのかなと思っておりますが、そういう方はどういうふうな待遇、処遇になるんですか、教えてください。

○議長（櫛川 正男君） 田箆総務課長。

○総務課長（田箆 正規君） 学校現場での講師の方については、多分、県職員の採用になるかと思っておりますので、直接、市のほうでの雇用とはなっておりません。ただ、少人数学級の教員につきましても、市で若干名を採用している状況ではございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 幾つかお尋ねいたします。

まず1点目は、この制度によって適用を受ける働く人たちは、どのような問題が生じるのか。

それから2点目は、それに関しまして、聞くところによると総額が決まって単価が上がるので、一人一人の勤務時間を短くするのではないかと。そうすると、それぞれの職場で任用職員の方々が、今までとすれば7時間45分働いていたのが、例えば1時間、あるいは2時間の短時間になって、残された正規職員の方がその分の仕事を負担しなければならないような話も聞いてお

りますので、そういう職員がおられる職場での問題点はないのかというのが1点目と2点目です。

それから3点目に、20ページに別表（第5条関係）とありますが、この別表はどこにあるのか。

それから4点目は、先ほど岩淵議員が言われました、規則は「第34条、施行に関して必要な事項は、規則で定める」と書いてありますが、この規則はどこにあるのか。

以上4点、お尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 田箆総務課長。

○総務課長（田箆 正規君） 4点、御質問いただきました。

まず今、臨時嘱託職員で働いている方への影響でございます。こちらにつきましては、全協のほうでもある程度説明をさせていただいておりますが、基本的には現状の時間給は確保する、保障するというところで制度設計を進めておりまして、ただし、どうしても財政的な制限もございまして、うちのほうのルールとしてはもう今の現状の予算の中で新しく会計年度任用職員制度をつくっていかうというふうな考え方のもと、進めてきております。そういう中で、どうしても期末手当等の支給も必要となつてまいりますので、その分につきましては労働時間の短縮で対応をすることで制度設計をしてきたところでございます。

現場におきましては、38時間45分、1週間を30時間と35時間の2つの労働時間の体系で整理を行っていくように考えておりまして、確かに今まで現場でフルタイムでいただいていた方が1日6時間とか、7時間とか、そういうふうになったときに、なかなかそこにいられない時間についてどうするのかというのも、現場の不安もあるかと思いますが、そちらについても十分、今回、制度設計するに当たって、担当のほうからもヒアリングを行いながら調整を行ってきておりますので、その辺は最小限の、影響が出ないようなところで制度設計をつくってきたところでございますし、今後もそういうふうに進めてまいりたいというふうに考えております。

2番目の職場の影響でございますが、これも先ほど申しましたように、各職場からヒアリングを行って、なるべく影響がないようなことで対応したいと思っております。例えば1日8時半から17時15分まで今まで職員はいたんですけど、そこに6時間とかの会計年度任用職員につきましては、その現場が最も必要となる時間帯に合わせて、朝はそんなに来客いないから朝はいなくていいよというような状況もあるかと思っております。そういうふうに最も必要となるような時間帯に勤務していただくようなところで、労働効率とかも高めていければというふうに考えております。

それと3番目でございます。20ページの別表でございますよね。これのもう1回、ここ、よろしいですか。（発言する者あり）

この別表（第5条関係）が下のほうの枠の等級別基準職務表、1級、2級となっておりますが、

こちらの表になります。

規則で定めるといふふうには条例で定めておりますが、規則につきましては、今、作成中でありまして、まだいろいろ時間をかけて調製する部分もございますので、今、規則については整理を行っているところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 再度お尋ねいたします。

先ほど岩淵議員の質問の中に、国からの財源措置はということで、何らかの分があるのではないかという答弁がありました。したがって、現在、設計されてます給与等については、国からの支援があった場合、どのような形で本人たちに支払われようと考えてあるのか。

それから2点目は、関係職員、現在働いている方が多分220人ぐらいおられると思いますが、その方々への周知はどのようになされてきたのか。

それから3点目は、職場で影響がないと言われておりますが、既にこのようなところに取り組んでいる自治体の話を聞きますと、例えばの話ですが、学校現場の図書館司書補たちが朝、学校始業前からおられて、子供が図書の返却や、それから貸し出しを行い、そういう時間帯でおられて、放課後は放課後で同じような形の活動をしているわけですけれども、それが朝は今までと変わらずに、例えば午後、仮の話、3時の時点で切り上げれば、それ以降、子供たちが図書館が閉まっているような状況で困っているというふうな話も聞かれています。

それは職種によってさまざまにあるわけですので、今の課長の答弁では、影響は出ないようにと言われてはいますが、具体的にそれぞれの事例についてどのような影響があるのか。シミュレーションをされていると思いますが、その点についてもう少し詳しくお尋ねしたいと思います。

それから、最後の規則の件ですが、よくわかりませんが、この条例を通したら、あとはもう規則については事後承諾という形なんでしょうか。一般的に言えば、条例があり、規則まできちんとそろったものを審議して可決するのが議会ではないかというふうには捉えておりますが、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 田箆総務課長。

○総務課長（田箆 正規君） 4点ほど、また御質問いただきました。

まず、財政措置の件でございます。先ほども申しましたように、また国のほうがどんな財政支援をしていくかについては、明らかになっておりません。今後、明らかになるかと思っております。もしそういうふうになった場合については、改めてそういう待遇改善等の予算に回せることもあるかもしれませんが、まだ具体的に国のほうも明らかになっておりませんので、今の現状では平成

3 1 年度の予算をもとに制度設計をさせていただいているところでございます。

それと市の職員及び実際働かれてる嘱託、臨時の職員に対しての説明につきましては、10月中に両方ともやるようなところで予定をしているところでございます。（発言する者あり）そうですね、条例の承認をいただければ、10月に説明会を開催したいというふうに考えております。

それと図書館とか学校現場で、図書館司書については、そういうフルタイムでない部分についてのいろんな影響が出てるというところでございますけど、まず私たちのほうは、各所管のほうと十分協議を行って、今回の制度設計を行っております。また実際、動き出したらいろんな課題も出てくるかと思えます。そういうときには、またその時点で課題解決に向けての制度の改正とかも考えていかなければならないというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

それと最後に、規則でございます。確かに条例等規則というのが一体化という部分もあるかもしれませんが、まず規則につきましては、議会の承認事項とはなっておりませんで、だからってどこというのではないんですけど、なかなか詳細の制度がまだ詰まっておりますので、ちょっとここにつきましては時間をいただいているところでございます。今、業務委託しております専門業者との協議も行っておりますし、周辺の自治体ともいろんな協議もやりながら、規則についても制定していきたいというふうに考えておりますので、こちらにつきましても御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） それでは最後になりますので、別件となりますがお尋ねします。

先ほど岩淵議員の質問の中で、少人数学級の職員を市が雇ってありますが、その方はフルタイムで残るといふふうに考えていいのか。なおかつ、昨日の一般質問で時間が足りませんでしたけれども、少人数教員の方は市の衛生委員会に属するのでしょうか。それとも学校総括管理委員会に属するのか。その2点をお尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 田箆総務課長。

○総務課長（田箆 正規君） 少人数学級の支援教諭でございます。こちらにつきましては、会計年度任用職員の制度にいろんな県の教員に準じた給与とかを支払っておりますので、今回、会計年度任用職員の制度の中での移行は考えておりません。

12月に任期付きの職員の条例を制定しようというふうに制定の議案を出させていただきたいというふうに考えておまして、そちらの任期付きの職員で少人数学級の教員につきましては任用をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

それと少人数学級の職員についてがどちらの衛生委員会に属するかということでございますけ

ど、事業所ごとの委員会の設置になっておりますので、学校のほうの所管になるかというふうに考えております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） それじゃあ、この件については総務産業委員会のほうで十分御審議いただくこととなりますが、この審議に際してちょっと最低ヒントにとなればという思いを込めて、二、三お尋ねをさせて、というよりも、確認をさせていただきたいと思えます。

もとよりきのう、質問をさせていただきました。十分な時間がとれなくて中途半端に終わりましたが、この働き方改革に関連しながら生まれた会計年度任用職員であるというふうに認識をいたしますし、また今、嘱託なり臨時職員のやはり処遇とか、そういうものの改善を図る非常に重要な制度だというふうに認識をいたしております。加えて、きのう申し上げましたうきは市役所は50歳から60歳の年齢構成がほぼ空洞化する状況の話もしましたから、加えて、職員数といわゆる非正規職員とのほぼ同数いらっしゃるということは、うきは市の行政戦力としてはもう欠かせない大事な職員の皆さんであるということをもまず念頭に置かなければならないというふうに思っております。

それで幾つか確認させてください。まず主な手当の関係から確認します。通勤手当は今度の新しい条例の何条かな、もう職員に準ずるということで、これはもうそのまま結構だというふうに、今まで通勤手当も出してなかったがそれが出るということで、まずこれはもう職員に準ずるということで、フルタイムの職員ですね。フルタイムの職員は正規の職員に準ずるということで、これはもう答弁の必要ありません。

それでちょっと気になるのが期末手当です。私もこういう期末手当の制度はちょっと忘れてました、もうやめて10年ほど過ぎましたので、改めて確認したいと思えます。それで今回のフルタイムの職員を例に置いて話させていただきますと、今、職員の皆さんは、いわゆるボーナスが6月1日基準日ですね。それから、12月1日基準日。年に2回の支給になってます。そして、別にして勤勉手当は会計年度は支給されませんから、2.6月分の支給になりますね。そして、会計年度任用職員のフルタイムの場合は、この条例を読みますと、職員を定年から再任用された職員と同額というか、同率で、100分の72.5月、正規の職員は100分の130ですね。6月1日と12月1日が基準日になれば、正規の職員の場合は6月期は1.225月、12月が1.375月、合わせて2.6月と、これは間違いのないですね。そうなりまして、これが正規の再任用職員とフルタイムが同じ率で100分の72.5、年間を通じてこれを倍にすれば1.45月になると。これはもう明確にわかります。

そこでお尋ねしたいのが、基準日が6月1日、それから12月1日、会計年度任用職員という

のは一応年度で区切りますよね。そうすると、まず6月1日というのは4月1日に任用されたならば、6月の基準日まで2カ月ですね。ということは、ちょっと条例を開いてるんですが、給与条例の第20条の第2項、期間の減額をここに定めてます。6カ月丸々勤務すれば100分の100、全て出しますよと。5カ月以上6カ月未満が100分の80、3カ月以上5カ月未満が100分の60、3カ月未満が100分の30。ということは、4月1日、何年雇用しようが会計年度任用職員というのは、もう1年が区切りなんですよということになると、6月の期末手当は2カ月分しか見ないということなのか、通算して見るのかをまず確認したいのが1つなんですよ。

係長がもう首を振ってますから通算されるというお答えなんでしょう。それは答えてください。そこがちょっと気になって。そうするとフルタイムはいいけど、パートの関係になるとなかなかそうもいかないという現実で、これはちょっとフルの関係でやっていますので、そういうことをちょっと確認でございました。

それから、大事なことは岩淵議員も質問されまして、田籠課長から、ちょっとメモしました。来年度、4月1日、新たな年度、この条例施行になります、この会計年度任用職員に係る予算概算が3億8,800万円と。それでほぼ今年度と同額だということになりますね。ということは、新しい年度から通勤手当も出ますよ、期末手当も出ますよ、当然、給料は給与法に基づいて3年以下で昇級するという話もありましたけど、これはどうなるんですかね。結局ボーナス出すとに同額というのは、ちょっとその辺は明確に確認しとかないと、総務産業の皆さんもボーナスも出るのに係る予算は同額だという認識をされても困るし、ボーナスと手当は別なんですよという答弁があれば、それで理解できます。それをちょっと確認したいんですよ。

だから、きのうも申し上げまして確認しましたが、昨年9月の、1年前の基礎数値として囑託、臨時合わせて250人を想定して期末手当かかりよるから9,200万円、これは2.6月を想定しておるからちょっと違いますけど、通勤手当が1,200万円、大方、試算合計で1億400万円と答弁を聞いてますけども、緻密に行くと、それは理解できるんですよ。もうぜひ確認したいのが当該年度、今年度の予算と変わらないというのは、今のは給料額だけなのか、通勤手当と期末手当、ほかに手当ありますけど、代表的なこと言ってますけどね。それがどうなるのかはしっかり総務産業のほうで聞かせてください、この場で。まずはその辺を明確に聞いておかないと審査が。

この条例は、もう国が示した条例の例そのままですから、条文をどうのこうのという議論はもう意味がないと思います。そういうことを申し上げて、最後に、ほかのこういう職員は対象になるのかならないのかという話が今、議員からもありましたけども、私、ちょっと気になるのが、この制度はあくまでも行政職員、うきは市の。というのを基本的にもうそれしか適用に当然なり

ません。ただ、関係団体ありますね、うちが出資してる団体なり、身近に行政を支えてる団体。例えば道の駅もほぼ出資額も、第三セクターですから。それから、レインボーファームというのもあります。そして、大事なのが自治協議会。こういう方々にはこの条例は適用になりませんが、どうお考えなのか。役所の臨時職員、いわゆる会計年度任用職員だけはこういう処遇をしますよ、でも自治協議会なり、入ってる方には全くそれは関係しませんよと。そうすると、どうもそこにいろんな比較的な問題が発生するおそれがありますので、そこはしっかりお聞きしておきたいと思います。まず答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） まず最初の御質問でございます。期末手当の考えでございますけど、期末手当につきましての6月1日のときにどういう率で払うかということでございます。

まず、来年の6月につきましては、今回の会計年度任用職員制度が4月1日から始まりますので、そのとき初めての任用になってくるかと思っておりますので、令和2年6月につきましては、どうしても期間率が2カ月しかございませんので、期間率が3分の1になるかと思っております。そういうような計算で支給を予定しておりますが、それが2年目、3年目になった場合については、前年度の分も通算して行いますので、2年度以降については年間1.45月をお支払いすることができるようという、そういう制度にしておるところでございます。

もう一つ、今回の制度設計に当たっての分でございます。一時金も払って、通勤手当も払って、またことと同じでやれるのかということでございますが、まずちょっと整理していきたいのは、通勤手当につきましては、今回の比較の金額には入れておりません。だから1,000万円ぐらいの金額になるかと思っておりますが、そちらについてはこの比較の中には算入はしていないところでございます。

あと、期末手当ですね。1.45月につきましては、勤務時間が今まで38.75時間から週30時間の人、週35時間の人が出てまいります。そういう部分で、時間的な勤務時間が減っておりますので、その分で一時金の手当分を捻出しているというんですか、そういう考えのもと、制度設計をさせていただいているところでございます。

それとあと最後に、一番ちょっと難しい話なんですけど、外郭団体とのバランスというんですか、そういう部分について、正直まだそこまで話をしておりませんで、今回、御意見いただきましたので、また何らかの協議を内部のほうでさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 大分制度というか、実態が見えてきました。

それで今の答弁からちょっと思うのが、通勤手当はもう約1,000万円ほど別予算というこ

と、それはそれで結構です。ただ、給料部分と期末手当分がもう現行予算スライドということの認識に聞こえます。当然そうだと思います。私が心配するのは、もうこういう制度ができて勤務時間を操作してボーナスが出ないような仕組みとかというやり方かどうかというのは、まだしつかりとはわかりませんが、一番気になるのは、いい人材を集めたいのにやっぱり金を、言葉悪いけど、けちって出費を抑えていくとすると、例えば久留米市、ほか近隣からいい人材は、ここはもうこういうことじゃとられてしまうという危機感をかなり持つんですよね。それじゃなくても人材が、前は臨時職員が人事のほうにはすごく来よったのが、今ほとんどないんじゃないですか。そういう中で費用をおさめるためにそういう時間調整なんかして、給料と期末手当をその中に圧縮してしまう。そういうやり方が果たしていいのかというのは、もうしつかり委員会のほうでも御議論をいただきたいなというふうに思っております。

しかも、最低賃金変わりましたですね。全国、東京都、神奈川も1,000円を超えました。九州では唯一福岡県が約900円となりました。そういうひとつ働き方改革、そういうものを総合的に勘案してやっぱり仕事をしつかりしていただくという条件整備をしないと、ただ費用の問題を、財政的からすればそうかもしれませんし、またこれはもう私も知るところ、地方交付税の財源措置もないようにも聞いてますけど、あるかないか、それは田籠課長があるような話もしますから、それはあれば結構ですけどね。

しかも、きのう申し上げたとおり、うきは市の職員数とはここまで少ないかという数値なんですよ。ぜひ——条例は条例で通るでしょうけど、処遇の面はしつかり考えてやらないと、いよいよ人を確保するのがどんどん厳しくなっていくのかなという、これは老婆心で申し上げましたけれども、その点を田籠課長、そしてこの場では市長がいらっしゃいますから、市長の見解もお聞きして、質問はこれで終わりたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） まずちょっと幾つか漏れてた点を少し説明させていただきたいと思えます。

まず通勤手当でございますけど、通勤手当としては会計年度任用職員にはフルタイムで支給となりますが、パートタイムの職員については費用弁償として支払うこととなっております。それとあわせて、パートタイムの会計年度任用職員でございますけど、月を通して15.5日働けば期末手当のほうも支給の対象となりますので、申し添えさせていただきたいと思えます。

あと、今、本当いろんな人材不足というんですか、人手不足の状況で、なかなか人が集まらない状況でございます。今回、平成31年度と同じベースで制度設計したというふうに何回か申し上げましたけど、実は35時間勤務の方につきましては、35時間の中で、今回3年目については現状の106%、6%の賃金の改善にはなりませんし、あわせて10%の労働時間の削減にもな

っておりますので、そう考えれば十五、六パーセントの処遇の改善になっているのではなかろうかというふうに私たちは考えております。

30時間につきましても、若干、現状よりは年収ベースにおいては下がるんですけど、勤務時間におきましては22.5%の勤務時間が少なくなりますので、そういう部分で処遇の改善にはなっているのではなかろうかというふうに考えるところでございます。

いろいろまた今後、走り出しているような課題が出てくるかと思えますけど、課題解決に向けて、またいろいろな制度設計の制度改正とかもやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、江藤議員のほうから会計年度任用職員の処遇の話が出ました。御案内のように、今回の会計年度任用職員の制度設計に当たっての背景としては、議員御指摘のように、働き方改革が1つあります。

それからもう一つは、ぜひとも御理解いただきたいと思うんですが、今まで我々は嘱託職員と称したり、臨時職員と称したり、非常勤職員と称したりして、そこが非常に混乱をしてました。背景的には地方公務員法の中で地方公務員法第3条に特別職非常勤職員、これは嘱託職員を指す条文であります。それから、地方公務員法の第17条に一般職非常勤職員、そして地方公務員法の第22条に臨時職員というのがあって、これは、うきは市だけではなくて全国的に3つの条文を少しごちゃまぜにした適用になってるところを厳格にしましょうというのが背景にあります。

そんな中で、全国的に基本的には正規職員をサポートするというのが今回の非常勤職員の大きな大義であります。したがって、ほとんどの自治体が、例えば正規職員がフルタイム、週で38時間45分としますと、ほとんどの自治体は補助的業務ゆえに非常勤ということで週30時間勤務とか、そういうのが大半であります。しかし、うきははいろいろな事情があったのかもしれませんが、歴史的背景の中で正規職員と同じようなフルタイムで今日まで来てました。この原点を変えないと、なかなか会計年度任用職員の制度趣旨に合わないということで、今、課長のほうが説明したとおりであります。そうしますと、どうしても勤務時間が短くなると報酬が少なくなって、期末手当を支給するのが、偶然、結果的にですね、プラスマイナスゼロになるという形で、今、説明をしてることを十二分に御理解いただければと思います。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第72号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 議案書 21 ページをお願いいたします。

議案第 72 号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和元年 9 月 6 日。うきは市長高木典雄。

22 ページをお願いいたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に関する規定を整備するため関係する 11 の条例を一括して改正するものでございます。これよりは新旧対照表により説明をさせていただきたいと思っております。

新旧対照表 1 ページをお願いいたします。

整備条例の第 1 条でございます。うきは市立自動車学校職員定数条例の一部改正でございます。こちらにつきましては、自動車学校職員の定数から会計年度任用職員を初めとする非常勤職員を除くことの改正を行うものでございます。

続きまして、新旧対照表 2 ページをお願いいたします。

整備条例の第 2 条でございます。うきは市職員定数条例の一部改正でございます。前条と同様の理由により改正を行うものでございます。

続きまして、新旧対照表の 3 ページをお願いいたします。

整備条例の第 3 条は、うきは市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。こちらにつきましては、会計年度任用職員の病気休業の期間について定めるものでございます。

新旧対照表の 4 ページをお願いいたします。

整備条例は第 4 条でございます。うきは市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。パートタイム会計年度任用職員が減給の懲戒処分を受けた場合に、その減給の算定の基礎となる報酬額について定めるものでございます。

続きまして、新旧対照表 5 ページをお願いいたします。

整備条例の第 5 条でございます。うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。会計年度任用職員の勤務時間、休暇等について定めるものでございます。

続きまして、新旧対照表の 6 ページをお願いいたします。

整備条例の第 6 条でございますが、うきは市職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。会計年度任用職員の育児休業の取得に関して所要の改正を行うものでございます。

続きまして、新旧対照表 12 ページをお願いいたします。

整備条例の第 7 条でございますが、うきは市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一

部改正でございます。人事行政の運営等の状況の公表につきまして、フルタイムの会計年度任用職員が公表の対象に含まれる旨の改正を行うものでございます。

続きまして、新旧対照表13ページをお願いいたします。

整備条例の第8条でございます。うきは市職員の給与に関する条例の一部改正でございます。会計年度任用職員の給与につきましては、別に条例で定める旨の改正を行うものでございます。

新旧対照表14ページをお願いいたします。

整備条例の第9条でございます。うきは市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。会計年度任用職員として任用される単純労務職員の給与の種類と給与の基準について、うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定を準用することについて定めるものでございます。

新旧対照表15ページをお願いいたします。

整備条例の第10条でございます。うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の一部改正でございます。自動車学校で任用する会計年度任用職員の給与については、別の条例で定める旨の改正を行うものでございます。

最後になります。新旧対照表16ページをお願いいたします。

整備条例の第11条でございます。うきは市職員等旅費に関する条例の一部改正でございます。再任用短時間勤務職員とフルタイム会計年度任用職員に旅費が支給できる旨の改正と文言整理を行うものでございます。

なお、本条例は令和2年4月1日からの施行となります。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第75号うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 議案書の35ページをお開きください。

議案第75号うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和元年9月6日。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いいたします。

うきは市家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。
条例新旧対照表は 28 ページでございます。

この家庭的保育事業等は、子ども・子育て支援法に規定される保育所等よりも少人数、原則 19 人以下で保育認定を受けた満 3 歳未満の乳幼児を保育する認可保育所で、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、厚生労働省令に伴い条例制定を行ってまいりました。この条例を今回、省令の一部改正に伴い条例の一部改正を行うものでございます。

これまでの基準では、家庭的保育事業者等は代替保育の連携施設の確保と、卒園後、満 3 歳以上の児童に対して必要な教育または保育が継続的に提供されるよう連携協力を行う保育所、幼稚園または認定こども園等の連携施設を適切に確保しなければならないとされています。さらに食事の提供については、原則的に家庭的保育事業所等内で調理する方法、自園調理が基本とされてまいりました。今回の改正の趣旨は大きく 3 つで、代替保育の保育と卒園後の連携施設の確保、自園調理の経過措置等でございます。

条例新旧対照表 29 ページの改正案を御参照ください。

第 6 条第 2 項、第 3 項は、改正の 1 つ目の代替保育の連携施設の確保についてでございます。代替保育の連携施設の確保が著しく困難で、第 1 号、第 2 号の要件を全て満たした場合、代替保育の連携施設の確保に変えることができることとされています。第 1 号は、家庭的保育事業所等と代替保育の連携協力を行う者との間でそれぞれ役割分担や責任の所在が明確化されていること。第 2 号、代替保育を提供する者の本来の業務に支障がないような措置が講じられていることとございます。第 3 項は、前項の代替保育の連携協力を行う者の規定でございます。

第 4 項、第 5 項、30 ページの第 45 条、32 ページの附則の連携施設に関する経過措置が改正の趣旨 2 つ目の卒園後の連携施設の確保についてでございます。3 歳卒園後の連携施設の確保が著しく困難であって、必要な支援を行うことができると市町村が認める場合は、連携施設を確保しないことができる経過措置期間を 10 年、連携施設の確保が著しく困難と市町村長が認める場合は、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とされています。

30 ページの第 16 条が食事の提供の特例と、31 ページ、附則、食事の提供の経過措置が改正の趣旨の 3 つ目の自園調理についてでございます。調理業務を受託し、児童の給食の趣旨を十分認識し、適切にできる能力を有し、アレルギー等の配慮等に適切に応じることができるものとして市町村が認める事業所からの外部搬入を可能とする。また、自園調理の努力義務を課しつつ、自園調理に関する規定の経過措置期間を 10 年とするものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

失礼しました。訂正で、議案書 36 ページで、うきは市家庭的保育事業等の「整備」と申しましたが、「設備」の間違いです。訂正します。設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） これに該当する施設は何ぼあるとですか、うきは市は。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） うきは市にはございません。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。10時30分より再開します。

午前10時17分休憩

.....
午前10時30分再開

○議長（櫛川 正男君） 議案質疑を再開します。

次に、議案第57号令和元年度うきは市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。予算案の質疑については、歳出のほうから項ごとに担当課長より、重点事項を説明していただき、質疑に入りたいと思います。なお、財源組み替えのみの項につきましては、質疑のみ行います。

まず、予算書について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 企画財政課、中野でございます。よろしくお願いたします。

それでは、令和元年度補正予算書の1ページをお開き願います。

議案第57号令和元年度うきは市一般会計補正予算（第3号）。

令和元年度うきは市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億3,530万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160億7,625万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正。第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和元年9月6日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、7ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費でございます。10款2項、学校施設環境改善事業の御幸小学校中校舎大規模改造工事費等で1億9,805万8,000円を計上しております。国の学校施設環境改善交付金の交付決定を受けまして、9月補正予算に予算を計上させていただいているものになります。工期が来年の夏休み期間まで必要になってまいりますので、工事請負費及び管理業務委託料につきまして繰越明許費を設定するものでございます。

次に、第3表、債務負担行為補正でございます。次の3件を追加いたしております。1件目が総合健診等委託料でございます。令和2年度から4年度までの3カ年の委託契約を行うものになりますが、本年12月までには業者選定を終えて準備をしていく必要がございます。そのため、今回、債務負担行為を設定するものでございます。これにつきましては、単価による入札を行うことを予定しております。そのため、限度額については当該単価契約に基づく総合健診等委託料の総額と表記をしております。

次に、小学校給食調理等業務委託料でございます。令和2年度から4年度までの3カ年の委託契約を行うもので、本年度中に業者選定を行いますことから、期間は令和元年度から令和4年度まで、そして限度額は1億4,112万9,000円を計上しているところでございます。

次に、中学校給食調理等業務委託料でございます。期間は小学校と同様でありまして、限度額は7,706万1,000円を計上しているところでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正でございます。まず追加分として、次の4件を計上しております。最初に防災・減災、国土強靱化緊急対策事業、限度額が2,200万円です。次に、公共施設等適正管理推進事業、限度額3,810万円、公共土木施設災害復旧事業、限度額700万円、学校教育施設等整備事業、限度額6,810万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

次に、変更分として、次の3件を計上しております。いずれも限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。最初に、合併特例事業で4,430万円を増額して、限度額を5億4,340万円とするものです。次に、公共事業等債で1,800万円を減額して、限度額を5,650万円とするものでございます。最後に、臨時財政対策債で3,046万1,000円を減額しまして、限度額を3億253万9,000円とするものでございます。増減の内容につきましては、歳入、22款市債で説明をさせていただきます。

説明は以上になります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） お尋ねします。7ページの繰越明許費で御幸小学校の中校舎の大規模改修のことが述べられましたが、来年の夏休みまで延びた原因は何なのか。それから、延びたことによる影響、工事がなされるわけですので、平日もなされるのか、それとも子供がいない土日、あるいは春休み、夏休み等を活用されてなされるのか。その2点をお尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 工期が延びたということではございません。この分の予算については、今回の補正予算で計上させていただいたもので、当初から計画として来年の夏休みまでを工期完了の期間としますので、予算計上とあわせて繰越明許費を計上させていただくということになります。

極力、授業等に影響がないような形で工事を進めます。そのために夏休み期間が必要になるということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 8ページの地方債の関係の変更ですね。この部分じゃないんですが、合併特例債の変更前が4億9,910万円上がっております。いよいよ特例債も使途期限が迫っていると思います、5年延長しても。この金額も含めたところで、まず予定している総額と、それから残額、あとどういう事業を残額の中で予定されるかだけ、あらかじめよろしくお願いをいたします。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 合併特例債の発行可能額については114億1,750万円ということになっておりまして、今回の補正が認められたといたしまして、その後の発行可能額の残高としては7億8,930万円ということになっております。

今後の合併特例債の見込みといたしましては、今回、御幸小学校の中校舎を上げさせていただいておりますけども、北校舎が残ることになっておりますので、こちらにも合併特例債を充てさせていただくようなことを考えております。

それから、合併特例債のほうは道路新設改良事業等にも充てておりますので、その分にも充てていくことが考えられます。そのほかの久留米・うきは工業団地に関しても、あと残り合併特例債を使う予定がございます。金額については、ちょっと今、資料を見つけられませんので。そういった事業が今後考えられるということでございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、2款1項総務管理費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明を願います。

総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 総務課の田籠でございます。

補正予算書24ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費918万9,000円の増額補正でございます。4節共済費では、社会保険料といたしまして119万9,000円、7節賃金では、臨時職員賃金といたしまして799万円を計上いたしております。補正の主な理由でございますが、この一般管理費で計上します臨時職員にかかります予算につきましては、総務課に配置します臨時職員の経費に加え、市役所全体の職員配置において、諸事情により正規職員の配置が困難になった場合に臨時職員等をもって対応するための経費として措置しているところでございます。

本年度は採用者の辞退、予期せぬ退職等により、年度当初より正職員を配置できなかったことに加え、年度途中におきましては退職者、病気休業者が出たこと、また今後、育児休業予定の職員も数名予定されていることで、臨時職員雇用に係る予算額が不足することとなりますので増額補正をお願いするものでございます。

以上です。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 7目財政調整基金費、補正額が1億5,243万9,000円でございます。財政調整基金9,831万3,000円のうち、7,403万3,000円につきましては、平成30年度決算におけます実質収支額の2分の1を積み立てるものでございます。この分が財源内訳の一般財源になっておるところでございます。その他の特定財源となっております残り7,840万6,000円につきましては、債権売り払いに伴う基金でございまして、財産運用収入で計上している同額を基金に積み立てるものでございます。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 企画費でございます。300万円の補正をお願いいたします。財源は4分の3が国・県の支出金の225万円となります。移住支援事業費補助金ですが、これは福岡県の東京からのU I Jターンの促進及び地方の担い手不足対策の中の移住支援事業補助金300万円でございます。県の役割としては、県が就業先の企業についてマッチングを支援する求人情報サイトを開設し、呼び込みを行います。うきは市としては、東京23区在住者及び通勤者から、うきは市に移住し、就業または起業した場合、最大で100万円を助成いたします。想定は3世帯掛け100万円で、合計300万円を補正するものでございます。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） 市民協働推進課、石井でございます。

15目19節負担金、補助及び交付金です。高齢者交通安全対策事業補助金としまして198万円の補正を行うものです。70歳以上の方が運転する車に安全運転装置を設置する場合、補助を行うものとなります。安全運転防止装置には、急発進防止装置、いわゆる踏み間違い防止装置、それと安全運転支援機能付きドライブレコーダーとなります。当初予算の110万円が

6月19日申請をもちまして終了となりました。その後も問い合わせが多くあっておりますので、その要望に応えるためのものです。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。5番、竹永委員。

○議員（5番 竹永 茂美君） お尋ねします。今、一般管理費の件で臨時職員賃金のことの説明がありました。まず1点目、びっくりしたのが採用者の辞退ということで、ある程度、市の職員というのは安定した職業で多いのかなと思ったんですけど、これは本年度が最初というか、近年初めてなのか、それとも毎年あつてるのかをお尋ねいたしますし、その理由がもし明らかにされるのであれば教えていただきたいと思ひます。

あわせて、病休者や亡くなられた方もおられますが、その病休者の人数とかわかれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（櫛川 正男君） 田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） まず採用者の辞退の件でございます。採用者の辞退につきましては、今、すごく景気がいいということで、非常に人材というんですか、不足という状況もございまして、ここ数年、辞退者については出ているような状況でございます。

続きまして、病休者でございます。9月1日現在で7名の病休者がございまして。これは精神的なものだけではなくて、身体的なもので休まれてる方も含まれております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 病休者についてはいろいろな原因があると思ひますけど、7名というのは多いような気がいたしますが、その原因というのはつかんであるのでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 原因というのはちょっとはつきりしない部分ありますけど、そういう病休者が出ないように日ごろより産業医によります面談とか、いろんな配慮というのは総務課人事秘書係のほうでさせていただいております。今回、人数が多い部分については、今後、配慮についてもやっていかなければならないということで考えるところでございまして。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） それでは質疑なしと認めます。これで2款1項の質疑を終わります。

次に、3款1項社会福祉費の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 福祉事務所長、末次でございます。

予算書25ページをお願いいたします。

3款1項4目社会福祉施設費、15節工事請負費605万円の増額補正でございます。現在、ふれあい荘の浴室等のお湯はボイラーで源泉の昇温を行い使用しております。この設置しているボイラーの使用部品の耐久年数が約10年となっておりますが、現在、設置後25年経過しており、経年劣化による右側集熱ポンプの水漏れが生じております。このための取りかえ工事の増額補正でございます。

3款1項7目障害者対策費、13節委託料16万2,000円の増額補正でございます。

10月からの幼児教育無償化の一環として、未就学障害児のサービスの利用者負担が無料となります。これに対応するためのシステム改修でございます。6月時点では障害児サービスの詳細が不明確であったため、今回、このような増額補正となりました。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで3款1項の質疑を終わります。

次に、3款2項児童福祉費の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 予算書26ページをお願いいたします。

3款2項1目児童福祉総務費、20節扶助費35万円の増額補正でございます。消費税率が引き上げとなる環境の中、子供の貧困に対応するため、国の臨時特別の措置として児童扶養手当受給者で未婚のひとり親に対して給付されることとなります。5月に国よりの事前協議の報告があったため、今回の補正予算の計上となります。

続きまして、3款2項5目民間保育所費、20節扶助費94万8,000円の増額補正でございます。幼児教育無償化に伴う認可外保育施設に通園する3歳以上と3歳未満の住民税非課税世帯の児童の利用費でございます。6月に県より説明を受けてからの対応となりましたので、今回の補正予算計上となりました。

3款2項9目放課後児童対策費、13節委託料893万8,000円の増額補正でございます。当初予算編成時は新年度の学童保育の児童数の把握ができませんので、例年、前年度の契約額で予算計上を行い、児童数が確定しました9月議会で予算を補正しております。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 最後の児童クラブ運営委託料ということで、以前ちょっと学童保育関係で伺ったんですが、市内に幾つかあるんですけど、3年生まで預かるところと全学年預かっているところとあると思うんですけど、法律的には児童の放課後云々ということになってると思うんですが、3年生まで預かっているところは全児童まで預かれるような、今後、検討はされているのか伺いたと思います。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 御質問の件ですが、障害児の受け入れについては今現在、推進を進めておりますけれども、4年生以上の学童の預かりについては、現在、検討を進めているか把握しておりません。

以上でございます。

失礼しました。決算特別委員会で御報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 学校区でそういった格差があっていることが自体がおかしのかなという思いがありますから、現実にあると思います。そこのところは是正しなければ、お母さんたちの働きやすい環境づくりを進めんと、なかなかいかんとやないかと思えますから、ぜひそういったところは確認されて、同じサービスをせんといかんとやなかろうかと思えますので、ぜひ早急に検討していただきたいと思えます。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 検討させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 1目、これは人数は大體、答弁できますか、人数と給付額。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 未婚の児童扶養手当の受給者の臨時特別給付金でございますが、現在、対象者は約20名というふうに想定しております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 金額は。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 金額ですか。

○議長（櫛川 正男君） 35万円を20で割るの。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 済みません。積算としまして、給付額が1万7,500円でございますので、1万7,500円掛け20名の35万円で補正予算を計上しているところでござ

います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで3款2項の質疑を終わります。

次に、3款3項生活保護等対策費の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 予算書27ページをお願いいたします。

3款3項1目生活保護等総務費、13節委託料157万9,000円の増額補正でございます。生活保護の効率的かつ適正な事業を推進するため、来年4月から進学準備給付金とマイナンバーの情報連携、資産調査の様式の統一、調査項目の追加が予定されております。この国の対応に伴うシステム改修でございます。ことしの3月中旬に県より概要の説明がございましたが、6月議会の時点では詳細が不明確であったため、今回の補正となりました。

以上、説明は終わります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで3款3項の質疑を終わります。

次に、4款1項保健衛生費の説明を求めます。保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 保健課でございます。

28ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費、20節扶助費、骨髄移植ドナー助成金14万円の増額補正でございます。白血病などの難病患者への骨髄提供者に対する助成金でございますけれども、6月に申請がございまして、当初予算で計上しておりまして1名分の予算を執行いたしましたので、1名分を増額補正するものでございます。

続きまして、2目予防費、20節扶助費、予防接種健康被害者障害年金5万2,000円の増額補正でございます。予防接種法施行令の一部改正によりまして、令和元年度の障害年金の額が増額改正されたことに伴い補正を行うものでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで4款1項の質疑を終わります。

次に、6款1項農業費の説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） 農林振興課石井と申します。どうぞよろしく願いいたします。補正予算書29ページをお願いいたします。

6款1項3目農業振興費26万7,000円の増額補正でございます。19節、直接支払推進事業費補助金、米、麦、大豆等の経営所得安定対策の推進に係る事務費の補助金になります。営農計画書の作成、あるいは現地確認、野帳等の事務を行うための補助でございます。補助率は10分の10でございます。本年5月14日付、県の交付決定による増額補正でございます。

次に、4目畜産費281万円の増額補正でございます。19節、畜産振興総合対策事業費補助金、県の単独事業で畜産農家の生産拡大のための補助事業になります。今回は飼料用運搬車の購入に係る助成でございます。県の補助率が3分の1でございます。これにつきましては、当初、計画はございましたけれども県の採択が不透明でありましたもので、今回、県の交付内示を受けて補正予算を計上するものでございます。

続きまして、5目園芸費1億2,988万8,000円の増額補正でございます。19節、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金でございます。県の単独事業で、米、麦、大豆等を除く園芸作物の補助事業になります。近年、採択の割合につきましては、市の要望の30%から50%程度の県の採択でございましたけれども、今年度、100%の採択となりました。追加の採択事業の主なものにつきましては、ブドウ、イチゴ、お茶、野菜などの農業用施設整備でございます。県の補助率は2分の1となっております。全体で15本の事業を予定いたしております。

続きまして、9目耳納山麓開発費400万円の増額補正でございます。19節、農業競争力強化基盤整備事業費負担金、こちらにつきましては、浮羽町大野原地区の畑地帯総合整備事業の県の予算増額に伴う補正計上でございます。補助率は、国が50%、県が30%、市町村が20%ということで、今回その20%分400万円を増額補正するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 石井課長、確認です。

園芸費の5目、当初予算にこの1億2,988万8,000円をつぎ足しますと、全体で15本とおっしゃいましたですね。トータルが3億134万9,000円か。お尋ねしたいのは、毎年、結果的に決算で流れていきますね。今回、採択100%ということで結構なんですけど、ただ、もう相当施設費が高額になりますから、なかなかこれ、判断が難しいところでしょうけど、今回の見通しが何かわかれば、この際、お願いをいたします。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） ただいま議員御指摘の決算の不用額の関係でございますけれども、先ほど申し上げましたように、本来、市のほうは100の事業要望をいたしますけれども、結果的に県の採択が50%ぐらいになるということで、その50%が不用額というふうな形になっておりました。ただ、現場としては12月ぎりぎりまで県の事業費が確定するまで予算要望をしておりますので、その分については12月、あるいは3月で補正の減額というふうなことが難しいというふうなことが近年の状況でございました。

今回は、逆に県のほうから事業の内示をいただいておりますので、この額については事業者に特段の事情がない限り、全て消化をできるということで事務を進めていく予定でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで6款1項の質疑を終わります。

次に、6款2項林業費の説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） 補正予算書30ページをお願いいたします。

6款2項2目林業振興費6,079万5,000円の増額補正でございます。こちらにつきましては、県の森林環境税を財源とした荒廃森林整備事業に当たります。この事業は11節から18節までがその対象事業となります。主なものにつきましては、13節委託料、荒廃森林整備委託料867万2,000円、内容は広葉樹植栽、あるいは森林作業道の開設等に係る森林調査費でございます。15節工事請負費3,000万円の増額分につきましては、林道ののり面復旧、あるいは改良工事等3カ所を実施するものでございます。

18節備品購入費526万7,000円につきましては、この隣地確認作業等のための確認用のタブレット、あるいは現地確認のための公用車等の購入を予定しております。この備品購入費、あるいは11節需用費、12節役務費につきましては、この事業に係る工事雑費、あるいは事務雑費が15%程度付与されますので、その分を活用して事業を実施するものでございます。

19節、造林事業費補助金、こちらにつきましては、国の林業・木材産業成長産業化促進対策交付金を活用した高性能林業機械の導入支援になります。今回はハーベスタとフォワーダ——運搬車になりますけれども、この2機種を導入予定でございます。補助率につきましては、国が3分の1の助成をいたします。市は10分の1の上乗せをしておりますが、この10分の1につきましては、うきは市と、それから田主丸町を所管します久留米市で案分をして負担するものでございます。これにつきましては、本年7月29日付で交付決定が出たことにより増額補正を計上させていただくものでございます。

説明は以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで6款2項の質疑を終わります。

次に、7款1項商工費の説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 31ページをおあげください。

7款1項3目の観光費、補正額は100万円でございます。これは福岡県産品消費拡大販売促進事業の一環として行うものでございます。福岡県の福岡の食販売促進課の勧めもあり、また東京アンテナショップ福岡久留米館の7月閉館もあり、東京での観光プロモーションの新たな拠点としてアンテナレストランイベントを開催するものでございます。

うきは市としては、デュアルライフ推進大使の山崎あきこさんにも御協力いただいて、報償費を出す予定としております。旅費につきましては、職員の旅費で、委託料につきましては、うきは市の食材を使った料理のお披露目、うきはのトークショーなどで委託するものでございます。さらなる東京都市圏観光プロモーションにつなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで7款1項の質疑を終わります。

次に、8款2項道路橋りょう費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 補正予算書32ページをお願いいたします。

8款2項2目道路維持費、15節工事請負費4,251万円の補正をお願いするものでございます。内容につきましては、市道3路線の舗装工事を行う工事費とするものでございます。この件につきましては、昨年度までこの財源につきましては社会資本整備総合交付金の事業として舗装、修繕等を行ってきたところでございますが、国におきまして平成30年度にこの補助対象要件の変更が行われ、これまで、うきは市が行ってきた舗装工事の要件が除外されるというふうな動きになったわけでございます。これらの状況を踏まえ、新たな財源確保といたしまして、公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）に移行拡充されるということになり、ことしの3月でございますけれども、舗装の個別施設計画を策定し、県の認可を受けたところでございます。この認可を受けまして、今回、3路線の舗装工事の予算の補正をお願いするものでございます。

なお、この舗装個別施設計画につきましては、令和元年から令和3年までの3カ年間の計画というところでございます。路線につきましては、吉井のほうで2路線、それから、うきはのほうで1路線の全面舗装の打ちかえ工事を予定するものでございます。

説明は以上になります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで8款2項の質疑を終わります。

次に、8款4項住宅費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 補正予算書33ページをお願いいたします。

8款4項1目住宅管理費、15節工事請負費といたしまして290万円、営繕工事費として補正をお願いするものでございます。内容につきましては、ことしの4月3日に発生いたしました吉井町の屋形町団地の火災に伴う解体工事を現予算のほうで執行しておったところでございます。今回、当初予算で計画しております営繕工事費の予算の補正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで8款4項の質疑を終わります。

次に、10款1項教育総務費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 34ページをお願いいたします。

10款1項2目事務局費、19節、幼稚園就園奨励費1,754万6,000円の減額補正です。及び20節扶助費2,519万4,000円の増額補正です。当初予算の時点では幼稚園就園奨励費を1年分補助金として予算措置をしておりましたが、6月に説明会があり、幼児教育・保育の無償化が実施される10月以降の分は扶助費として予算化するよう指導がございましたので、9月分までを精査し、19節を減額するものです。また、20節扶助費は、現時点での園児数に今後の入園見込み数を加え、また、無償化で対象となる預かり保育事業利用費を含めて計上するものでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで10款1項の質疑を終わります。

次に、10款2項小学校費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 10款2項1目学校管理費、4節共済費150万円の減額補正

です。及び7節賃金1,300万円の減額補正です。当初予算で少人数指導特別教員を4名予算措置をしておりましたが、5月1日付で児童数が確定をし、2名分が不要となりましたので減額補正するものでございます。

13節委託料555万8,000円の増額補正、15節工事請負費1億9,250万円の増額補正です。御幸小学校中校舎の大規模改造工事の監理業務委託料及び工事費です。令和元年度学校施設環境改善事業の交付決定を受けたため予算計上するものでございます。なお、さきに説明がありましたように、工期は令和2年度にまたがるため繰越明許をお願いしております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ICT。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 申しわけございません。

10款2項2目教育振興費です。8節報償費22万円の増額補正、11節26万2,000円の増額補正、14節使用料及び賃借料276万9,000円の増額補正です。福岡県において、令和元年度から3年度までの3カ年事業として、情報活用能力育成事業が実施されることになり、現在、プログラミング教育を先行して学習しております千年小学校を推薦しておりましたところ、これが認められましたので予算措置をするものでございます。1年間320万円の10割委託事業でございます。

なお、事業内容はプログラミング教育の実施に向けた準備及び教員に対する研修実施等であり、予算はICT支援員の謝金及びiPad等の機材のリースに使用をいたします。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 1目の御幸小学校大規模改造。工事内容、わかりやすくちょっと教えていただきたいと思いますが。大規模ということは、ほとんど柱ぐらいしか残らんとかな。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） かなり校舎が老朽化をしております。南校舎についても現在行っているところでございますが、屋根の防水改修工事なり、外壁の改修工事、内装の改修工事等を行っていく予定でございます。

○議長（櫛川 正男君） 耐震性とか。いいですか。

ほかに質疑ありませんか。7番、鎌水議員。

○議員（7番 鎌水 英一君） ここでは昨年度の予算案をちょっと説明いただいております。当初、これ、30年から32年度の。このときの御返事が7億7,000万円の予算ということをちょっと書かせていただいております。そしてきのう、課長に迷惑かけて資料いただいております。

す。ほぼ金額は間違いないことと思いましたが、例えば本年度、設計の予算に対して1,489万円——これが設計がですね、落札が831万円。こういう金額がほぼ下がってきております。施工のほうも予算に対して工事費が約8,000万円ほど下がっております。それで本年度の予算で、これは繰越明許になってますが1億9,800万円か、これをいただいておりますが、これも一応予定で、入札に限らず下がる可能性があると思います。

それと、こういう3年度にまたがる工事で、例えば1年度は1億5,000万円以内で議会の承認要りません。例えば本年度の場合は、多分超すと思います。資料から見ると、今度、来年度が令和3年度になってましたので、これは1年ちょっと変わってますけど、これの説明もお願いします。

それと承認は、例えば要らないと、初年度は。しかし、議会には、例えば設計料は幾らだと、管理料が幾らだと、工事料は幾らで落札した、3者ありますよね、電気と機械とって。それと報告をしていただきたい。本年度は出ると思いますけどね。

それと、この合計が、設計事務所関係の監理が1,378万8,000円、予定を入れてですね、それと設計費が831万6,000円、これ、膨大な監理費が上がってるんですよ、設計費に関して。これ計算してみましたら、コンマ29からコンマ31の間で、ほぼパーセントは変わってありませんがね。こういうの、どういう査定で監理料の金額は上がってきてるのかをちょっと御説明お願いしたいのと。

例えばこれはちょっと話が変わりますが、先月か、大石の住宅の設計がありました。これは予算から言うと約半額、それと最高金額と最低金額の差が3,400万円あります。こういう設計のやり方は、先月、私、一般質問のとき中野課長から、近隣自治体を比較してと言われましたが、これ、近隣自治体でもやっぱり最低ラインとか、希望金額とかは出してる自治体もございます。それで再度、これをもう御検討をお願いしたいと思います。もうこれはずっとこういう問題出てくると思います。

それでは、ちょっと一応課長のほうに、さきの金額の違いの説明をお願いします。それと年度が1年延びております。この辺がわかればお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 私のほうから、まずちょっと年度が昨年、全協のほうでお示しました資料、そして本日の資料ということの比較の御指摘と思います。

昨年度は平成30年度から始まりまして、3カ年連続で南校舎、中校舎、北校舎という計画でございましたが、今回、中校舎を終えて、市の全体的な建物の改修工事等の関係を含めて、1年間を置くこととしているところでございます。北校舎について1年間をあけて、平成2年度から——実質3年度ですかね、2年、3年にかけてということ考えているところでございます。

それから、先ほどの議会報告の関係ですけれども、これについては建築、それから電気、設備と分離発注をする関係で、恐らく該当にならないかとは思いますが、逐次、情報については議会のほうにも報告させていただきたいというふうに思っています。

監理、設計業務のところが増額した部分については、入札といいますか、もう設計ができ、そこで総額が減額になりましたので、監理業務のほうが減額になってきたというふうに考えますが、住環境建設課長のほうから、よろしければ御答弁いただきたいと思いますが。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 設計管理の委託料ということでございます。

基本的にこの設計監理委託料というのは、本体物件を管理するわけでございまして、本体の金額によりまして監理料というのは率がございまして、監理料が変更したというのは恐らく本体工事価格の変動による監理料委託の変更があったのではないかというふうに思われます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 建築の設計に係る最低制限価格の関係なんですけれども、現時点では、やはり一般質問の中で答弁をさせていただいたように、設計において最低制限価格を設けるという考えは、今の時点ではございません。今後、また情勢等を確認しながら検討はしていきたいと思っておりますけれども、私のほうも過去5年程度、平成24年度までさかのぼって、市外の事業者が参加をした建築物の設計に係る落札率というのを見てみたんですけど、大体平均64%程度の落札率になっておりました。建築土木の落札率となりますと、とても設計と一緒に考えるわけには、なかなか今の時点ではいかないのではないかなというふうに思っております。ただ、議員の申される趣旨というのも理解はしているつもりですので、今後、いろんな情勢を鑑みながら検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（櫛川 正男君） 7番、鏈水議員。

○議員（7番 鏈水 英一君） 監理料について、今、工事のほうからのパーセントで言いましたが、例えば工事料が落札金額で下がれば、それにパーセントを掛けての監理料。我々が考えてるのは当初の場合、こういう3年計画とか4年計画じゃなくて、設計料に対して、例えば1,000万円あるなら、その30%か、300万円、それぐらいが我々の頭に入ってますから、これ、工事料に対して監理料というのが私はちょっと理解できませんよね。

だから、当初は700万円、800万円ぐらいの安い金額で落札して、監理料は1,400万円近くになってます。これがちょっと不思議に思うので今後考えていただきたいので、お願いいたします。

それと今言う設計の関係ですが、例えば県外の業者で納税の納入の算定とか、地元の業者が取

れば税金とすれば地元に入ります。業者の関係でもそうですけどね。そういう点を例えば今まで計算されたことがあるか。地元にいれば地元がどれぐらい入ると。それは工事金額で変わりますけどね。そういう点も今後、お考えをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 設計に限らずなんですけども、地元で一定の競争率を確保しながら、適正な事業の遂行ができるという場合には、市内の事業者に限って指名の条件であるとか、一般競争入札の条件を付しているというのが現状でございます。可能な限り、地元で可能なものについては競争率を確保した上での話になりますけど、そういう形で条件等を付させていただいておるところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 監理料はよか。（発言する者あり）江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） ちょっと私のほうの発言がちょっとおかしかったと。工事じゃなくて設計ですね、設計額です。そこは修正させていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 7番、鏈水議員。

○議員（7番 鏈水 英一君） 設計の話が出ましたけど、だからこそ当初は3年間予定なら、設計落札時点で監理料は3年間分もう決まるんじゃないかと、例えばもうその設計してますから。例えば一年一年、こんなふうに変わって金額が膨大になっておりますので、その辺を御検討お願いしときます。

以上です。（発言する者あり）

○議長（櫛川 正男君） はね上がった理由をまた後で調べて。江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） ただいまの議員の御質問でございます。

現時点での監理料の金額の変更、そこについては精査をいたしまして、その原因等もちょっと精査をしながら、議員言われますように、一括発注、受注できるのではないかというふうな意見もございますので、そういったところ、金額を見てちょっと精査をしたいと思っております。

（発言する者あり）

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 1目のほうで、ちょっと素朴な質問ですけども、工事が計画されてるんですけど、御幸小学校中校舎ということですので、上下があって3棟あるんだろうと思います、学校が。中を大規模ということですよ。

私が小学校のころ、私、吉井小学校出身だったんですけど、そのとき600人ほど児童がいて、あのとき御幸小学校はそれより多かった。今現在は、もう3分の1ぐらいの児童数になってるんじゃないかと思うんですけど、やっぱり3棟も必要なんですよ。今さらというあれはあ

るんですけど、ちょっといろいろな分野で教室を使われるということですね。それが1点、必要性ですね、校舎の。3棟もの必要性をお伺いしたいと思います。

2点目が、2目のほうのICTということでプログラミング授業ですか。これを先行されてやっておるということで、補助金100%をとということなんですけど、今後、全ての小学校に配置されると思うんですが、そういったときの機器とか支援員やらも100%補助でやっていくのかをお伺いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 御幸小学校の学級数というか、そういった御質問だと思いますが、確かに児童総数は過去に比べて減少しております。ただし、今の教育の実態といたしまして、少人数学級、それから特別支援学級、こういった部分でも1つの教室をもう使いますので、現実的には空き教室がないような状況になっております。

それから、ICTのプログラミング教育の関係ですけれども、今回、推薦をいたしましたのが千年小学校で、委託事業は、うきは市のほうが受けておりますけれども、その推薦実施校としては千年小学校になります。したがって、千年小学校で行われる授業のための備品といいますか、リース機材なり、それから支援員の報酬ということになりますので、この事業でほかの学校にそういった機材が備えつけられるということにはなりません。

○議長（櫛川 正男君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 御幸小学校関係は、教室というと、特別支援教室ですかね。となると、少数になろうと想定するんですが、そういったのは教室の3分の1やりに区画してやらちな部屋ができれば、小区画になって面積等も、教室数ですると必要だろうと思うんですけど、面積単位で考えると小規模になるのかなという思いがあって、この改造工事もそういった小さくなっていくのかをちょっと確認させていただきたいと思います。

それから、2点目のICTのほうは、今回は、千年のはそういった形で100%出るということで、ほかの小学校もこういった授業をせないかんとでしょう。その分の機材やら先生らというのは市のほうで用意していかないかんとかどうかを確認をさせてもらったところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） まず、教室の確保の件でございますが、確かに特別支援学級等になりますと児童の数は少のうございますから、面積的には少ない面積で、教室を例えば2分割とかいうのも可能かとは思いますが。千年のほうで実際されておりますけれども、電気、それから空調、そういった改造工事も伴いますので、現在のところ、そういった空き教室を活用しながら特別支援学級については実施をしているところでございます。

それから、プログラミング教育にかかわる機材の関係です。確かに今後、うきは市全体として

こういったプログラミング教育については推進をしていかなければならないと思っております。現実的に各学校にもiPad等の機材は一定数備えつけておるところでございますけれども、今回、こういった事業がございましたので千年を推薦し、そして千年で、まずは事業を取り組んでいただく。その中で先進的な今後のプログラミング教育のモデルとしての、北筑後管内で1校でございますので、モデルとしての実績を上げていただくということで考えております。

全体的に今後、どのような形か、全小・中学校含めて進めていかなければならないという認識は持っております。

○議長（櫛川 正男君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 最後でございます。

これはちょっと質問というよりかは提案なんですけど、学校関係がそういった形で特別支援教室やらというのは、ある程度、間仕切りして、どこの小学校も空き教室が出る可能性があるんやなかろうかと。そういったところで、先ほどの学童とかの場所設置とか、あるいは災害時における避難施設、そげな空き教室にもう毛布やら食料品やらを置いとくやら、そげなことすれば最終的に逃げるのは公民館じゃなくて小学校が多うございますから、そういった使い道も今後、検討していかなければならないのかなと。規模縮小するのか、そういった再利用、有効利用というのも検討していただければと思っております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 空き教室の関係につきましては、実際、教室があいている学校もございます。それぞれの学校の実情に応じて検討させていただきたいと思っておりますし、災害時の一時避難所といいますか、そういった部分の活用について、いろいろと学校は学校なりの、実際行くとすれば問題も生じるかとは思いますが、体育館のほうを指定していると思っておりますので、それを教室までどうするか、そういったことについては所管のほうと、それから学校現場とも協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで10款2項の質疑を終わります。

次に、10款3項中学校費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 10款3項2目教育振興費でございます。19節負担金、補助及び交付金14万6,000円の増額補正です。吉井中学校に配置をしておりましたALTの方が、本人の事情により本年5月に帰国をいたしました。かわりのALTを自治体国際化協会を通じて派遣をしていただきましたけれども、本国から東京までの渡航費用については派遣先負担と

なっているため増額補正をするものでございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで10款3項の質疑を終わります。

次に、10款4項社会教育費の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 生涯学習課の井上でございます。よろしく申し上げます。

37ページをお願いいたします。

10款4項2目文化財保護費、22節補償、補填及び賠償金193万6,000円の増額でございます。財源の内訳は一般財源、内容としましては物件補償費でございます。内容といたしましては、平成30年度に行いました屋形古墳群整備事業の用地購入に伴う補償費について計上させていただくものでございます。

平成30年度の用地購入におきましては、地権者の皆様と平成31年3月に契約の運びとなりました。その際、土地、補償費ともに承諾をいただきましたが、用地内にあります倉庫や立ち木につきましては、期間が短く移転ができないため、令和元年度内に完了していただくことになりました。今回、移転先が確保できたために補償費を計上するものでございます。補償費の内訳といたしましては、立ち木の伐採35万7,000円、立ち木の移植37万6,000円、倉庫の移転及び解体102万3,000円でございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで10款4項の質疑を終わります。

次に、11款2項公共土木施設災害復旧費の説明を求めます。住環境建設課長。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 補正予算書38ページでございます。

11款2項1目公共土木施設災害復旧費の補正を計上するものでございます。本年7月21日、豪雨によります被害によって発生いたしました災害復旧事業費、国の災害復旧事業を申請するための補正をするものでございます。内訳といたしましては13節の委託料350万円、それから15節の工事請負費960万円の補正を行うものでございます。7月21日の豪雨によります災害復旧といたしまして、河川1カ所、それから道路災害として1路線、この2カ所を国庫災害復旧申請するものとして、今回、補正予算をお願いするものでございます。

説明は以上になります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで11款2項の質疑を終わります。

次に、13款諸支出金、14款予備費及び歳入については一括して企画財政課長の説明を求めます。企画財政課長。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 39ページをお願いします。

13款1項1目特別会計繰出金300万円の減額補正になります。内訳は下水道事業特別会計が400万円の減、簡易水道事業特別会計が100万円の増になっております。

40ページになります。

14款1項1目予備費33万1,000円の減額補正になります。歳入歳出補正額の調整によるものでございます。

次に、歳入でございまして、13ページをお開き願います。

10款2項1目子ども・子育て支援臨時交付金、補正額2,506万2,000円でございます。1節の94万8,000円につきましては、歳出予算3款2項5目で計上しました認可外保育施設等利用費に対する交付金になっております。2節の2,411万4,000円につきましては、歳出予算10款1項2目で計上しました幼稚園施設等利用費に対する交付金になっております。

次に、14ページでございます。

11款1項1目地方交付税4,311万6,000円の減額補正になっております。普通交付税の額が45億3,788万4,000円で確定をしております。対前年度では2億1,584万2,000円、4.5%の減になっておるところでございます。

15ページです。

13款2項2目民生費負担金、補正額は567万円です。公立保育所の副食費保護者負担金として、財源のみを新たに計上したものでございます。そのため歳出予算、3款2項6目一般保育所費が財源組み替えになっております。

16ページになります。

15款1項2目災害復旧費国庫負担金、補正額は600万3,000円でございます。公共土木施設災害復旧費負担金につきましては、歳出予算11款2項1目で計上しております災害復旧費に対する国負担分になってまいります。

17ページでございます。

15款2項1目総務費国庫補助金、補正額が81万3,000円です。社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、当初予算で計上済みの歳出2款1項11目のシステム改修委託料の財源になるもので、そのため歳出予算は財源組み替えになっております。

同じく、2目民生費国庫補助金、補正額は519万円でございます。1節の障害者自立支援給付審査支払等システム事業費補助金16万2,000円につきましては、歳出予算3款1項7目で計上しましたシステム改修に対する補助金になります。2節児童福祉費補助金のうち、子ども・子育て支援交付金297万9,000円につきましては、歳出予算3款2項9目で計上した学童保育所の運営委託料に対する補助金になります。母子保健衛生費補助金79万4,000円につきましては、これも当初予算で計上済みの歳出2款1項11目のシステム改修委託料の財源になっております。母子家庭等対策総合支援事業費補助金35万円は、歳出予算の3款2項1目で計上しました未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金に対する補助金になっております。3節の生活保護適正実施推進事業費補助金90万5,000円につきましては、歳出予算3款3項1目で計上した生活保護システム改修委託料に対する補助金でございます。

6目教育費国庫補助金、補正額は6,240万7,000円でございます。1節、幼稚園就園奨励費補助金1,441万円の減は、歳出予算10款1項2目で計上しました幼稚園就園奨励費の減額に伴う財源補正ということになります。子ども・子育て支援事業費補助金36万円は、同じく歳出の10款1項2目で計上しました幼稚園施設等利用費に対する補助金となっております。2節の学校施設環境改善交付金7,645万7,000円につきましては、歳出10款2項1目で計上しました御幸小学校の大規模改造工事に対する交付金となっております。

18ページでございます。

16款2項1目総務費県補助金、補正額は225万円です。移住支援事業費補助金につきましては、歳出予算2款1項8目で計上しました同補助金に対する県負担分になります。

同じく2目民生費県補助金、補正額297万9,000円、放課後児童対策事業費補助金につきましては、歳出3款2項9目で計上した学童保育所の運営委託料に対する補助金です。

3目衛生費県補助金、補正額17万8,000円、予防接種事故対策費補助金は、歳出予算4款1項2目で計上した予防接種健康被害者障害年金に対する補助になります。骨髄等移植ドナー助成事業費補助金につきましては、歳出4款1項1目で計上した骨髄移植ドナー助成金に対する補助金となっております。

同じく5目農林水産業費県補助金、補正額は1億8,121万3,000円でございます。1節農業費補助金のうち、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金につきましては、歳出6款1項5目で計上した同補助金に対する県負担分になります。畜産振興総合対策事業費補助金につきましては、歳出6款1項4目で計上した補助金に対する県負担分になります。直接支払推進事

業費補助金につきましては、歳出6款1項3目で計上しました同補助金に対する県負担分となっております。福岡県産品消費拡大・販売促進事業費補助金につきましては、歳出7款1項3目で計上しました関係人口イベント等に対する補助金となっております。2節林業費補助金のうち、荒廃森林整備事業費交付金につきましては、歳出予算6款2項2目で計上した森林再生路整備工事等に対する補助金となります。林業・木材産業成長産業化促進対策交付金は、同じく歳出6款2項2目で計上した造林事業費補助金に対する交付金となっております。

8目教育費県補助金、補正額は36万円です。子ども・子育て支援事業費補助金は、歳出予算10款1項2目で計上した幼稚園施設等利用費に対する補助金となっております。

19ページでございます。

16款3項2目教育費県委託金、補正額は320万円、情報活用能力育成事業委託金につきましては、歳出10款2項2目で計上したICT機器借り上げ料等に対する補助金でございます。

20ページになります。

17款1項2目利子及び配当金、補正額は7,840万6,000円になります。歳出2款1項7目で説明をしましたとおり、基金を運用している債権の売り払いに伴います基金となっております。

21ページでございます。

19款1項1目財政調整基金繰入金、補正額は3億8,558万6,000円でございます。内訳としまして、財政調整基金3億8,300万円、水源かん養事業基金258万6,000円でございます。水源かん養事業基金については、歳出6款2項2目で計上した造林事業費補助金の財源として繰り入れをするものになります。

22ページでございます。

20款1項1目繰越金2億1,193万5,000円の減額補正となっております。前年度繰越金の確定に伴う補正になります。

続きまして、23ページでございます。

22款1項3目農林水産業債、補正額が400万円、こちらは歳出6款1項9目で計上しました大野原地区の畑地帯総合整備事業に係る市債となっております。防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の借入れが可能になりましたので、当初予算で計上しておりました公共事業等債を全額減額をしておるところでございます。

同じく5目土木債、補正額は3,810万円、公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）につきましては、歳出8款2項2目で計上しました道路維持修繕工事に係る市債となっております。

7目教育債、補正額は1億1,240万円、学校教育施設等整備事業債6,810万円、合併特

例事業債4,430万円、いずれも歳出10款2項1目で計上しております御幸小学校の大規模改造工事に係る市債になっております。

8目臨時財政対策債3,046万1,000円の減額補正でございます。こちらは額の確定に伴い補正をするものでございます。

9目災害復旧債、補正額が700万円でございます。公共土木施設災害復旧事業債は、歳出予算11款2項1目で計上しました災害復旧工事に係る市債になっております。

説明は以上になります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 財政課長、2点だけ、収入、財源の件でお尋ねをさせていただきます。

まず13ページ、歳入の10款2項1目の2節の子ども・子育て支援臨時交付金（施設等利用費）ですが、2,411万4,000円の収入になっておりますが、これは歳出のどの部分に充当されたのかが1つ、ちょっとわからなかったのをお願いします。

それともう一つは、幼稚園の関係の17ページです。15款2項6目1節の教育総務費補助金1,405万円の減、説明では1,441万円の減、これを歳出のほうで見ますと、教育費の34ページの一番上に書いてありますね、説明のところに。事務局費で、財源内訳の中で県支出金が1,369万円の減、収入では1,400万円の減ですけど、この整合がどうなってるのか。この2点について確認をさせてください。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） まず最初に、後の質問からお答えしたいと思います。

予算書の17ページの教育費国庫補助金の1,441万円の減でございます。これは歳出予算34ページの19節1,754万6,000円の減に伴う財源の減ということになります。考え方としては、9月までは無償化前ですので、これに対して補助金は大体歳出額の4分の1程度です。10月以降は10分の10で補助金が入ってくることで当初計算をしておりました。その関係で1,700万円の減に対して1,400万円ぐらいの財源が減になってるという形になります。

それから、歳入13ページの臨時交付金の2,411万4,000円というのは、歳出の34ページの扶助費で2,519万4,000円という歳出予算を計上しております。この歳出が、細かく申し上げると3つの歳出の合計額ということになりまして、そのうちの施設利用費というのが2,208万円あります。それから、預かり保育事業の利用費として203万4,000円という数字があります。これを合計すると2,411万4,000円ということになります。ちょっとわかりにくいんですけど、それ以外にもう一つ、給食費補足給付費というのが108万円、こ

の2,500万円の中には入っております、これは国・県が3分の1ずつ補助をするという形になっておりまして、このような数字になっておるところでございます。ちょっとわかりにくいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 企画財政課長もわかりにくいので、私たちはなおわかりにくいので、やっぱり細かく知る必要はないでしょうけど、ある程度は財源がどこからどう充当してるかというのは、あらましを知っておかないと、やはり本当の予算をチェックする側からするとどうかなと思いますし、決算のときに財源がどうなってるかと聞くのは本当はいけないことです。予算の段階できちっと確認していかないと、決算はみんな知った上の決算ですから、そういうことがありますので。

ただ、もう一つ、ちょっとわかったのか、わからんのか、さっきの幼稚園の、34ページかな。わかったようなわからんような。ただ、国県支出金が34ページで1,369万円ですよ。単純に1,441万円が来るなら、何だもう単純にと思ったんですけど、その差額がどうなってるのかなというのが素朴な疑問でございましたので、これはこれでよかとか、今の説明で。ちょっともう1回お願いします。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 説明がわかりづらくて申しわけありません。

もう一度ちょっと違った形で説明させていただきたいんですけど、歳出予算34ページの扶助費2,519万4,000円のうち、13ページの歳入で子ども・子育て支援臨時交付金で上がった2,411万4,000円。ちょっと端数を切り捨てて2,500万円のうち、2,400万円はもう10分の10の交付金です。残りの100万円は国・県・市が3分の1ずつ負担する補助金部分というような形になります。

それから、幼稚園の就園奨励費の関係なんですけど、当初予算で2,754万6,000円計上しておりました。これを1,754万6,000円減額しましたので、結局もう補正後の予算は1,000万円ということになります。これが4月から9月分の幼稚園就園奨励費に係る補正後の予算額、1,000万円を予算額と計上しております。その分の約4分の1が幼稚園奨励費の補助金として入ってくる分というような形になります。

17ページにある幼稚園就園奨励費補助金は、もともと当初予算で1,690万9,000円計上しておりました。これから1,441万円を減額しますので、補正後の額は249万9,000円です。歳出の1,000万円に対して約4分の1の補助金が入ってくるというような補正後の結果になっております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで13款諸支出金、14款予備費及び歳入の質疑を終わります。これで議案第57号の質疑を終わります。

日程第2. 議案の委員会付託

○議長（櫛川 正男君） 日程第2、議案の委員会付託を議題とします。

議案の委員会付託については、お手元に配付をしております議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案はお手元に配付をしております議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決しました。

○議長（櫛川 正男君） 以上で、本日の議事日程は終了しました。本日はこれで散会します。

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後0時08分散会
